

病後児保育事業の開始について

1. 病後児保育とは

お子様が「病気の回復期」にあり、集団保育を受けることができず、保護者の仕事などの都合で家庭での保育が困難なときに、保護者に代わり医師・看護師・保育士が連携して一時的にお子様をお預かりする制度です。

2. これまでの経過と予定

- ・H21,3,31～ 三愛小児科内びわこキッズケアルーム閉鎖。

施設の老朽化などにより、同施設での安全な保育の継続が困難となったため3月31日をもって閉鎖。

草津栗東医師会を通じて、代替施設の選定を依頼し、きつきクリニックを選定。

- ・H21,6,1～ きつきクリニックチャイルドハウスにおいて事業開始予定。
- ・H21,6,1～ 午前8時～ きつきクリニックチャイルドハウス 開所式（予定）

3. 概要

- (1) 施設名：きつきクリニックチャイルドハウス
- (2) 所在地：栗東市岡195番地1
- (3) TEL：077-553-8051
- (4) 運営主体：きつきクリニック（栗東市の委託事業として実施）
- (5) 事業内容

①目的…病気の回復期にあり、集団保育を受けることが困難な児童を病院等に付設された専用施設で一時的に預かり、安静を確保し保育を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、もって児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

②対象者…栗東市に在住の生後6か月～小学校3年生までの児童で、次のいずれの項目にも該当する方

- ・市内に所在する認可保育所、幼稚園、小学校等に通園・通学している。
- ・病気の回復期にあり、入院治療の必要はないが安静にする必要があるため、集団保育が困難である。
- ・保護者の仕事などの都合で家庭での保育が困難な状態にある。

※ただし、市長が上記と同様の状況にあると認めたときを除く。

※施設の利用状況や、実施施設の医師の判断により利用をお断りすることがあります。

③利用日…月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時30分（ただし、土、日、祝日及び年末年始は除く）。

※利用時間は、午後7時まで延長することができる。

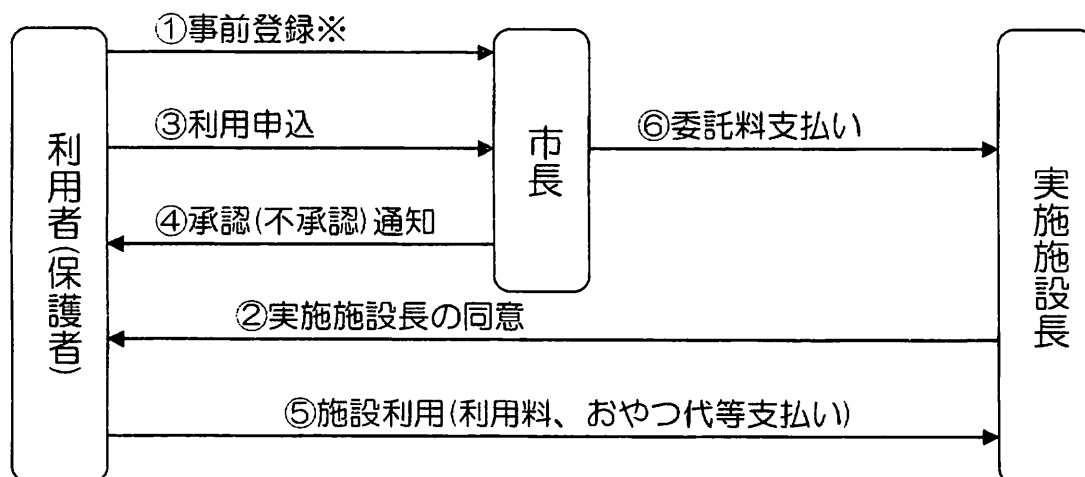
※連続して7日間（事業を実施しない日を含む）を限度とする。

④利用方法…利用は事前登録制。

登録は、登録申請書に記入し、市役所または実施施設に提出。また、利用に当たっては事前に実施施設に問い合わせの上、利用申込書を市役所または実施施設に提出。

※登録申請書、利用申込書は市役所（幼児課窓口）、実施施設に設置。

⑤利用の流れ



※特に急を要すると認める場合は口頭での申し込みにより対応。

⑥利用料金…以下のとおり。

区 分		階 層 区 分		
		ア 保育料徴収規則別表の階層区分Aに該当する世帯	イ 保育料徴収規則別表の階層区分B、C ₁ 、C ₂ 又はC ₃ に該当する世帯	ウ 保育料徴収規則別表の階層区分D ₁ からD ₁₁ までのいずれかに該当する世帯
生後6か月から就学前	午前8時30分から午後5時30分まで	無料	日額1,000円	日額2,000円
	午後5時30分から午後7時まで	30分ごとに 500円		
小学校1年生から3年生	午前8時30分から午後5時30分まで	無料	日額2,000円	
	午後5時30分から午後7時まで	30分ごとに 500円		

※上記利用料金及びおやつその他の飲食物にかかる費用は毎日の病後児保育終了後に、実施施設に対しその日の費用を支払う。

※食事は利用者が準備し、持参する。